

高額障害福祉サービス等給付費について

【問い合わせ】健康福祉課福祉係
☎ 86-0111

1. 高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児（通所・入所）給付費

高額障害福祉サービス等給付費は、同じ世帯で、障害福祉サービス（障害児含む）等の自己負担額の1か月合計が、基準額（課税世帯で37,200円、非課税世帯は0円、障害児世帯は所得に応じて特例あり）を超える場合に、申請により基準額を超える部分について給付を受けられる制度です。給付の対象となると思われる方には、申請書等を郵送します。

【合算の対象となる費用】

①	障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額 （例）居宅介護、短期入所、就労継続支援など ※地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援等）は対象となりません。
②	児童福祉法に基づく障害児支援（通所・入所）サービスの利用者負担額 （例）児童発達支援、放課後等デイサービスなど
③	補装具費に係る利用負担額 ※同一の人が障害福祉サービス等を併せて利用している場合に限りです。
④	介護保険法に基づくサービスの利用者負担額 （例）訪問介護、訪問看護、通所リハビリ、福祉用具貸与等 ※高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された金額を除きます。 ※同一の人が障害福祉サービスを併せて利用している場合に限りです。

【対象となる世帯の範囲】

サービスなどの利用者 《合算の対象となる世帯》
18歳以上の障がい者（施設に入所する18～19歳は除く） 《障がい者本人と配偶者》
18歳未満の障がい児（施設に入所する18～19歳を含む） 《保護者の属する住民基本台帳上の世帯》

【支給される額】

世帯の利用者負担額の合計と基準額との差額が支給されます。 **【基準額】 37,200円**

ただし、以下に該当する場合、受給者証に記載されている利用者負担上限月額のうち、高い方が基準額となります。（障害児の特例）

・1人の障がい児が2枚の受給者証で複数のサービスを受けている場合

・同一世帯に属する障がい児の兄弟姉妹がそれぞれサービスを利用し、同一の保護者がその支給決定を受けている場合（参考）町民税所得割額28万円未満の世帯における利用者負担上限月額

在宅系サービスを利用する場合：4,600円

入所系サービスを利用する場合：9,300円

※世帯や利用サービスの状況により、基準額は異なります。

2. 新高額障害福祉サービス等給付費

新高額障害福祉サービス等給付費は、65歳になるまで5年以上障害福祉サービスを利用していた方につき、介護保険制度の利用者負担額（費用の1割）を軽減する制度です。給付の対象となると思われる方に申請書等を郵送します。

【対象となる方】

以下のすべての条件に該当する方になります。

①	65歳に達する前5年以上継続して、特定の障害福祉サービスの支給決定を受けていたこと。 （特定のサービス）居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所
②	①の障害福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）を利用する場合であること。
③	65歳に達する日の前日において、「低所得」または「生活保護」に該当し、65歳以降も同様であること。
④	65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上であったこと。
⑤	65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

3. 手続き方法

1, 2の制度の対象となると思われる方には、町から案内文を送付します（令和5年度は12月頃）。案内がないものの、本制度の対象となると思われる場合には、お問い合わせください。

～申請手続きに必要なもの～

（1）高額障害福祉サービス等給付費支給申請書または高額障害児通所給付費支給申請書

（2）領収書（利用したサービスすべて）利用者負担分と実費負担分（支払先が独自に徴収している費用）の内訳がわかるもの

（3）支給決定者（障がい児の場合は、保護者）の振込口座がわかるもの

（4）受給者証（障害福祉サービス、障害児通所給付費・入所給付費）

⑨ 広報しらたか 2023.12

（5）当該月の補装具費の領収書（補装具費の該当月がある場合のみ必要）

（6）高額介護サービス費支給決定通知書のコピー（介護保険サービスを利用し、高額介護サービス費の支給を受けている場合のみ必要）

（7）マイナンバーがわかるもの（個人番号カード、通知カード）

※複数の法律に基づくサービスの負担額の合算が完了したのちに高額障害福祉サービス等給付費等を支給するため、前々年8月～前年7月サービス利用分の償還に関する案内文をお送りします。

※介護保険サービス利用者の方は、介護保険法における高額介護サービス費等により利用者負担額が償還された後に、なお残る利用者負担額が償還対象となります。

※サービス利用から5年間は申請が可能です。

児童生徒就学援助制度のお知らせ

町では、小・中学校に通学するお子さんの学用品費や給食費など、就学費用の一部を援助する制度を設けています。

【令和6年度分の申請について】

●**対象者** 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者

※審査の結果、該当にならない場合があります。

●**提出書類** 申請書および令和5年中の世帯の収入（各種手

当、年金等を含む）がわかる書類の写し。

●**提出期限** 1月31日（水）期限厳守

限厳守

●**提出先** 現在通学している小・中学校（未就学児は入学予定の小学校）

※詳しい内容についてはお問い合わせください。

【問い合わせ】

各学校または教育委員会学校教育係

☎ 85-6144

ペットの飼い主の皆さまへ

災害が発生した際に備えましょう

「ペットは家族なのだから、かわいいペットの命を守る

のは飼い主のみなさんです。

まずはご自身の安全を確保していただき、災害時に人もペ

ットも共に命を守るための備えを

しましょう。また引き渡しの際、

飼い主の方がわかるように準備

をお願いします。

【ペット避難用品
（健康と命に係わるもの）】

・療法食、薬、1頭につき1つ

のケージ（プラスチック製のハ

ードタイプ）、最低5日間分の

ペットフードと水、食器、連絡

先が書いてある名札付きの首輪

とリード、ペットシート、トイ

レ用品、飼い主の方と一緒に写

っている写真（携帯電話に準

備）

【問い合わせ】

町民課

くらし環境係

☎ 85-6131



障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくろう

— 12月は「山形県障がい者差別解消強化月間」です —

白鷹町では『白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例』を制定し、障がいを理由とする差別をなくし、障がいの有無にかかわらず、すべての町民がお互いに支え合いながら、生き生きと安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

条例のポイント①

「障がいを理由とする差別の禁止」

《差別の例》

- ・車いすを利用していることや、補助犬を連れていることを理由に、入店を拒否する。
- ・サービスの提供に際し、介助者の付き添いなどの条件を付ける。

やむを得ない理由もなく障がいがあるというだけで障がいのない人より不当な扱いをすることは禁止されます。

条例のポイント②

「合理的配慮の提供」

《配慮の例》

- ・身体障がいの人に対して、車いすを押すなどの手助けをする。
- ・知的障がいのある人に理解しやすいよう、わかりやすい表現にする。

障がいのある人が困っているときや配慮を求められたときに、過度な負担でない範囲で、その特性に合わせた必要かつ適切な変更や調整を行うことが合理的配慮の提供です。やむを得ず対応できないときは、理由や事情を説明する必要があります。

※令和6年4月から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。
※障がいなどに対する正しい知識と理解をもち、合理的理由のない差別の解消を図るため、県は心のバリアフリー推進員養成研修会を開催しています。詳しくは、下記担当へお問い合わせください。

【相談・問い合わせ】健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111

